

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都後期高齢者医療広域連合の規約の変更届出
..... (総務局行政部政課) 一
- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可
..... (都市整備局市街地整備部再開発課) 一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止
..... (環境局地球環境エネルギー部総量削減課) 一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止
..... (同) 二
- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定
..... (福祉保健局健康安全部健康安全課) 三
- 保安林の指定解除予定
..... (産業労働局農林水産部森林課) 三
- 保安林の指定施業要件の変更予定
..... (同) 三

告示

● 東京都告示第千二号
東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更する届出を

受理したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第五項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成二十八年五月十九日

東京都知事 舛添要一

一 受理年月日

平成二十八年三月三十一日

二 変更の内容

(一) 次に掲げる経費を平成二十八年度及び平成二十九年
度に限り、各区市町村の負担とする。

ア 審査支払手数料相当額

イ 財政安定化基金拠出金相当額

ウ 保険料未収金補填分相当額

エ 保険料所得割額減額分相当額

オ 葬祭費相当額

(二) その他規定整備

三 変更の理由

後期高齢者医療の保険料の軽減に係る経費を各区市町村が支弁することとするほか、規定の整備を行うため。

四 変更期日

平成二十八年四月一日

● 東京都告示第千三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年五月十九日

東京都知事 舛添要一

一 施行者の氏名又は名称

独立行政法人都市再生機構及び国家公務員共済組合連

合会

二 事業施行期間

平成二十六年七月十五日から平成三十七年三月三十一日まで

三 施行地区

港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行認可の年月日

平成二十六年七月十五日

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年五月十九日

● 東京都告示第千四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があったので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十九日

東京都知事 舛添要一

一 登録番号

三

二 登録区分

特定ガス・基準量
都内外削減量

その他ガス削減量
電気等環境価値保有量
優良事業所基準(第一区分)
優良事業所基準(第二区分)

三 登録検証機関
名称
一般財団法人 日本品質保証機構

四 代表者氏名
代表理事 小林 憲明

五 休止する検証
業務の範囲

(一) 営業所名称
一般財団法人 日本品質保証機構 地
球環境事業部

(二) 営業所所在
地
千代田区神田須田町一丁目二十五番地

(三) 業務の範囲
都内外削減量に係る検証業務

六 休止期間
平成二十八年四月一日から同年八月四
日まで

●東京都告示第十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十
二年東京都条例第二百五号)第八条の十一第二項の規定
に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、
同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告
示する。

平成二十八年五月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 登録番号

二 登録区分

特定ガス・基準量
都内外削減量
その他ガス削減量
電気等環境価値保有量

優良事業所基準(第一区分)
優良事業所基準(第二区分)

三 登録検証機関
名称
一般財団法人 日本品質保証機構

四 代表者氏名
代表理事 小林 憲明

五 廃止する検証
業務の範囲

(一) 営業所名称
一般財団法人 日本品質保証機構 地
球環境事業部

(二) 営業所所在
地
千代田区神田須田町一丁目二十五番地

(三) 業務の範囲
優良事業所基準(第二区分)に係る検
証業務

六 廃止年月日
平成二十八年三月三十一日

一 登録番号

二 登録区分

特定ガス・基準量
都内外削減量
優良事業所基準(第一区分)
優良事業所基準(第二区分)

三 登録検証機関
名称
LOYD'S REGISTRER
QUALITY ASSURANCE
LIMITED(ロイド・レジスタ
ー・クオリティ・アシユアランス・リ
ミテッド)

四 代表者氏名
日本における代表者 調 俊彦

五 廃止する検証
業務の範囲

(一) 営業所名称
LRQAジャパン 東京営業所

(二) 営業所所在
地
中央区日本橋一丁目二番十号 東洋ビ
ル五階

(三) 業務の範囲
優良事業所基準(第二区分)に係る検
証業務

六 廃止年月日
平成二十八年三月二十二日

一 登録番号
二十七

二 登録区分
特定ガス・基準量
都内外削減量

三 登録検証機関
名称
シー・アイ・ジャパン株式会社

四 代表者氏名
代表取締役 二場 誠吾

五 廃止する検証
業務の範囲

(一) 営業所名称
シー・アイ・ジャパン株式会社

(二) 営業所所在
地
千代田区大手町一丁目七番二号

(三) 業務の範囲
都内外削減量に係る検証業務

六 廃止年月日
平成二十八年三月七日

一 登録番号
三十七

二 登録区分
特定ガス・基準量
都内外削減量

三 登録検証機関
名称
日本化学キューエイ株式会社

四 代表者氏名
代表取締役 玉田 忠規

五 廃止する検証
業務の範囲

(一) 営業所名称
日本化学キューエイ株式会社 本社
千代田区内幸町一丁目二番一号 日土
地内幸町ビル

(二) 営業所所在
地
特定ガス・基準量に係る検証業務

(三) 業務の範囲
平成二十八年三月二十八日

●東京都告示第千六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一條の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二條の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

平成二十八年五月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 第四回

平成二十九年二月十三日、同月十四日及び同月二十日

十日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

イ 第五回

平成二十九年二月二十一日、同月二十七日及び同月二十八日

月二十八日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

(二) 管理美容師

ア 第六回

平成二十八年十月四日、同月十一日及び同月十八日

日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 第七回

平成二十九年二月十三日、同月十四日及び同月二十日

十日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

ウ 第八回

平成二十九年二月十三日から同月十五日まで

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

エ 第九回

平成二十九年二月二十一日、同月二十七日及び同月二十八日

月二十八日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

オ 第十回

平成二十九年三月一日、同月八日及び同月十三日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

三 受講料

一万八千円

●東京都告示第千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。
平成二十八年五月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 (一) 解除を予定する保安林の所在場所

新島村字大原四七七番一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

二 (一) 解除を予定する保安林の所在場所

新島村字大原四七七番一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び新島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第二十九條の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三條の三において準用する同法第三十條の規定により告示する。
平成二十八年五月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西多摩郡檜原村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役

場に備え置いて縦覧に供する。)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

